

申請における留意事項等

1 留意事項

- (1) 医療費通知（医療費のお知らせ）に記載される診療期間は、令和7年1月から令和7年10月分まで（接骨院等については、令和7年9月施術分まで）です。そのため、令和7年11月及び12月診療分については、医療機関等から発行される領収書により医療費控除の明細書に追記することになります。
- (2) 医療費通知は、医療機関・接骨院等から届いた「診療報酬明細書（レセプト）」や「柔道整復等施術療養費支給申請書」等に基づき作成します。診療月から最短2か月でレセプト等を受領し、3か月後（接骨院等は4か月後）に医療費データを確定させるため、直近の受診分や医療機関等から請求が遅れている等の場合は、医療費通知に記載されません。
なお、一度も医療機関等を受診していない場合は、医療費通知は交付できません。
- (3) 医療費通知には、組合員及び被扶養者が医療機関等を受診した際の保険診療の内容（受診年月、医療機関名、支払った額等）が記載されます。保険適用外の費用は含まれませんので、領収書の金額と異なる場合があります。
- (4) 公費負担医療や市町村医療費助成（こども、妊産婦、ひとり親、重度心身障害者等）を受けられた場合は、最終的な自己負担額が正しく反映されないことがあるため、領収書の金額と異なる場合があります。
- (5) 医療費通知は、組合員及び被扶養者毎に作成し、特段の申し出がない限りまとめて組合員の登録住所へ郵送します。（下記2 個人情報の取り扱いを確認願います。）
※ 夫婦又は親子共に組合員の場合は、各々に申請が必要となります。
- (6) 他の医療保険（他の共済組合、協会けんぽ、国民健康保険等）に加入されていた期間の医療費通知は、その当時加入していた医療保険者へお問い合わせください。

2 個人情報の取り扱い

当支部では、組合員及び被扶養者の医療費通知をまとめて組合員に送付しますが、これは個人情報保護法上の第三者提供に該当するため、本来であれば事前に組合員及び被扶養者から個々に同意を得る必要があります。

しかし、本人にとって利益となるもの、又は事業者側（健康保険組合等）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意（黙示の同意）でよいこととされています。

したがって、当支部でもこれに準じ、組合員及び被扶養者の医療費通知を組合員へ送付することに同意しない旨の申し出がない場合は、同意を得られているものとします。

組合員分と被扶養者分を別々に送付を希望する場合は、当支部へご連絡願います。